

OSSMA会員専用海外留学保険は、海外生活をサポートする危機管理支援システム（OSSMA）に加入された会員専用の海外旅行総合保険です。横浜国立大学生の海外留学専用にご用意しましたので、是非、ご加入下さい。
申込方法等、商品内容、サービスについてのお問い合わせにつきましては、裏面記載の取扱代理店までご連絡下さい。

※海外留学保険は「海外旅行総合保険」のペットネームです。

OSSMA会員専用 海外留学保険の特長



- ① 無駄な補償はカットし、保険料を**安く**抑えました！
- ② 必要な補償に対して、補償額を**充実**しました！
- ③ トラブルの内容にかかわらず**対応窓口を一本化**！
もちろん**365日24時間日本語対応**！

一般の保険だと・・・

トラブル対応

危機管理窓口

保険請求のための
事故報告

保険会社

OSSMA会員専用海外留学保険なら・・・

トラブル対応

保険請求のための
事故報告

OSSMA
危機管理窓口
(日本エマージェンシースタンス)

＜ご注意＞裏面の料金は、保険料のみの金額です。OSSMAのサービス料金は含まれておりません。

補償内容 (※Bプラン)	保険金額
傷害死亡・後遺障害	100万円
賠償責任	1億円
治療・救援費用	1億円
携行品損害	20万円
航空機遅延	2万円
航空機寄託手荷物	10万円

保険期間と保険料例

※その他の保険期間、プランは裏面をご覧ください。

	※Bプランの補償内容
保険期間	14日(2週間)
保険料	8,200円!
保険期間	28日(4週間)
保険料	13,620円!

～治療・救援費用と賠償責任に補償を特化している理由は？～

クレジットカード付帯の保険や大学で加入する保険で足りない補償のみを補っているからです。
治療・救援費用、賠償費用は高額な請求を受ける可能性があるため、1億円以上の補償をおすすめします。

例) クレジットカード補償

学研災の補償

不足分

＜補償内容＞	＜補償額＞		
治療・救援者費用	100万円	1億円以上の補償をおすすめします。	
傷害死亡(正課中)	2,000万円	2,000万円	
傷害死亡(正課外)	2,000万円		
傷害後遺障害(正課中)	2,000万円	3,000万円	
傷害後遺障害(正課外)	2,000万円		
疾病死亡		なし	
賠償責任	2,000万円	1億円以上の補償をおすすめします。	
携行品	15万円		

＜注意＞

クレジットカード付帯の補償、大学で加入する保険の補償は個人により異なりますので、必ず、ご自身でご確認ください。

OSSMA会員専用海外留学保険 保険料表

補償内容	保険金額（単位:円）	
プラン	A	B
傷害死亡・後遺障害	なし	100万
賠償責任	1億	1億
治療・救援費用	1億	1億
携行品損害	なし	20万
航空機遅延	なし	2万
航空機寄託手荷物	なし	10万

保険期間	保険料（単位:円）	
プラン	A	B
1日	1,190	1,860
2日	1,360	2,210
3日	1,740	2,660
4日	2,100	3,070
5日	2,420	3,660
6日	2,680	4,100
7日	2,910	4,420
8日	3,130	4,730
9日	3,350	5,060
10日	3,560	5,460
11日	4,410	6,390
12日	4,940	7,010
13日	5,540	7,700
14日	5,960	8,200
15日	6,240	8,520
17日まで	6,710	9,080
19日まで	7,370	9,850
21日まで	8,000	10,590
23日まで	8,630	11,320

保険期間	保険料（単位:円）	
プラン	A	B
25日まで	9,250	12,070
27日まで	9,910	12,880
29日まで	10,510	13,620
31日まで	11,170	14,420
34日まで	12,940	16,500
39日まで	15,820	19,670
46日まで	20,130	24,290
53日まで	25,160	29,620
2ヶ月まで	30,920	35,740
3ヶ月まで	43,630	49,750
4ヶ月まで	53,740	61,210
5ヶ月まで	62,160	70,800
6ヶ月まで	66,780	76,610
7ヶ月まで	73,410	84,430
8ヶ月まで	85,260	97,460
9ヶ月まで	97,490	110,900
10ヶ月まで	109,490	124,080
11ヶ月まで	121,450	137,180
1年まで	139,740	156,620

＜ご注意＞ 上記料金は、保険料のみの金額です。OSSMAのサービス料金は含まれておりません。

● このチラシは、概要を説明したものです。ご契約手続き・支払い条件その他この保険の詳しい内容についてはあらましをご覧ください。

お問い合わせ先 <取扱代理店>

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
保険デスク



〒112-0002 東京都文京区小石川1-21-14 NRK小石川ビル
TEL 03-3811-8303
FAX 03-3811-8183

引受保険会社



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企業営業第五部第五課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL 03-3231-4678
FAX 03-3231-7835

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

SJNK15-05264
2015/07/22

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み： 海外旅行総合保険
- 保険契約者： 日本エマージェンシー株式会社
- 引受条件(保険金額等)、保険料： 引受条件(保険金額等)、保険料は別紙に記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者： 横浜国立大学の派遣プログラム等により海外渡航する横浜国立大学の学生
 - 被保険者： 横浜国立大学の派遣プログラム等により海外渡航する横浜国立大学の学生
※危機管理サービスOSSMAに加入した方が保険の対象となります。
- お支払方法： 別紙をご覧ください。
- お手続き方法： 添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口までご送付ください。
- 保険期間の延長： 追加保険料のお支払が必要ですので、保険期間終了前に日本エマージェンシーアシスタンスまでご連絡ください。

お支払する保険金

留学(旅行)行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気等により、被保険者が被害を被った場合に保険金をお支払します。

- 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 - 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 - 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注) 靴ずれ、車酔い、日射病、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

＜傷害死亡保険金＞

責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払します。ただし、既に傷害後遺障害保険金をお支払している場合は、その金額を差し引いてお支払します。

＜傷害後遺障害保険金＞

責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払します。ただし、お支払する傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金を限度とします。

＜治療・救援費用保険金＞

次に掲げる費用のうち現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、ケガまたは病気等の事由の発生1回につき、治療・救援者費用保険金額を限度とします。

【治療費用部分】

被保険者が以下の①~③のいずれかに該当したことにより、以下のア~キ等の費用(※1)のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額(※2)をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りします。

（お支払い対象となる場合）

- ①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合
 - ②責任期間中に発病(※3)した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が責任期間中に発病したものにかぎります。
 - ③責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合(※1)国内外を問わず治療を受けた被保険者が病院等に直接支払う費用をいいます。ただし、健保・労災および海外における同様の制度により直接支払う必要のない費用は除きます。以下同様とします。
 - (※2)社会通念上妥当な額とします。なお、カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。
 - (※3)責任期間開始前から発病していたと医師が判断した場合、(既往症や持病)等は、被保険者の自覚の有無を問わず対象になりません。ただし、疾病に関する応急治療・救援費用をセットした場合、対象になる場合があります。
- (注) 病気の原因の発生時期、発病の時期、治療を開始した時期等は医師の診断によります。以下、治療・救援費用において同様とします。

（お支払い対象となる主な費用）

- ア. 医師または病院に支払った診察費・入院費等の費用
- イ. 義手および義足の修理費
- ウ. 入院または通院のための交通費
- エ. 治療のために必要な通訳雇入費用
- オ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用
- カ. a. 入院により必要となった国際電話料等通信費
 - b. 入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。)
- キ. 当初の旅行行程を離脱したことで必要となった当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費。ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引いてお支払します。 など →救援者費用部分については次頁

【救援費用部分】

被保険者が以下の①～⑥のいずれかに該当したことにより、以下のア～カ等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に出した金額(※1)をお支払いします。

(お支払い対象となる場合)

- ①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして継続して3日以上入院した場合
- ②責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病、歯科疾病は含まれません。)により継続して3日以上入院した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎります。
- ③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合。
- ④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合
- ⑤責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- ⑥病気または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合

(お支払い対象となる主な費用)

- ア.遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用
- イ.救援者(※2)の現地(※3)までの航空機等の往復運賃(救援者3名分を限度とします。)
- ウ.現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)
- エ.治療を継続中の被保険者を自国の病院等へ移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用部分で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。
- オ.a.救援者の渡航手続費
- b.救援者・被保険者が現地で支出した交通費
- c.被保険者の入院・救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等
- ただし、治療費用部分で支払われる費用を除き、a～cを合計して20万円を限度とします。
- カ.被保険者が死亡した場合の遺体処理費用(100万円を限度とします。)
- および自国への遺体輸送費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃等は差し引いてお支払いします。 など

(※1)社会通念上妥当な額とします。

(※2)現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。

(※3)事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。

＜賠償責任保険金＞

責任期間中に偶然な事故により、他人の身体に障害を負わせたり、他人の財物(宿泊施設の客室、宿泊施設のルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品等を含みます。))に損壊を与えたりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払します。(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。

(注1)被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払します。

(注2)賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

＜携行品損害保険金＞

責任期間中に携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を損害額の限度として、時価額または修繕費をお支払いします(免責金額はありません)。

ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。

なお、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による保険金の支払額に関して限度額が設定されている場合、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。

(注1)携行品とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に携行する被保険者所有または旅行前に旅行のために無償で借り入れた身の回り品をいいます。ただし、居住施設内(居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。))にある間、携行しない別送品および下記のものは保険の対象に含まれません。

現金、小切手、クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券、コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、原動機付自転車、動物、植物、稿本、設計書、商品もしくは製品等、データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物、危険な運動(ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等)を行っている間のその運動のための用具およびウインドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具 など

(注2)「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。

(注3)自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。

＜航空機寄託手荷物遅延等費用保険金＞

航空機搭乗時に航空会社へ預けた手荷物の目的地への到着が6時間を超えて遅れた場合、目的地への到着後、96時間以内に購入した衣類・生活必需品の費用およびやむを得ず必要となった身の回り品の費用を、10万円を限度としてお支払いします。

(注1) 手荷物が被保険者のもとに到着した時に降の費用は除きます。

(注2) 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。

＜航空機遅延費用保険金＞

被保険者が責任期間中に以下＜お支払い対象となる主な場合＞のいずれかに該当し、被保険者がそれぞれの地で現実に支出した金額(※)を、2万円を限度としてお支払いします。

(※) 社会通念上妥当な額とします。

(お支払い対象となる主な場合)

① 搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予定受付業務の不備による搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合

② 搭乗した航空機の遅延(被保険者が搭乗予定の航空機の出発遅延、欠航等または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更を含みます。)によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 など

(注) 上記①は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、②は乗継地において負担した費用にかぎります。

(お支払い対象となる主な費用)

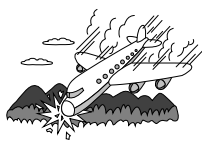
ア. 宿泊施設の客室料、食事代、国際電話料等通信費、目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービスの取消料

イ. 交通費(宿泊施設への移動に要するタクシー代等の費用または航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用)

(注) 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。

＜用語のご説明＞

用語	用語の定義
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
旅行行程	加入依頼書等記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。



お問い合わせ先 ＜取扱代理店＞



日本エマージェンシー
アシスタンス株式会社
保険担当

〒112-0002 東京都文京区小石川1-21-14 NRK小石川ビル
TEL 03-3811-8303
FAX 03-3811-8183



損保ジャパン

引受保険会社

株式会社損害保険ジャパン
本店営業第三部第一課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL 03-3231-4153
FAX 03-3231-9901

保険金をお支払いできない主な場合

<傷害死亡、傷害後遺傷害、治療・救援費用、疾病死亡>

【共通】

- ◇故意または重大な過失
- ◇戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等
- ◇頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(傷害死亡、疾病死亡は除きます。)

【治療費用部分(疾病の場合)、疾病死亡】

- ◇自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ◇歯科疾病
- ◇妊娠、出産、早産または流産

【傷害死亡、傷害後遺障害、治療費用部分(ケガの場合)】

- ◇自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ◇妊娠、出産、早産または流産
- ◇脳疾患、疾病または心身喪失

【救援費用部分】

- ◇自殺行為(※1)、犯罪行為または闘争行為
- ◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転(いずれも事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。)
- ◇麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ◇妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病、もしくは歯科疾病による入院 など

<賠償責任保険金>

- ◇故意
- ◇戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等
- ◇被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ◇被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ◇心神喪失に起因する損害賠償責任
- ◇航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ◇被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(※2) など

<携行品損害>

- ◇故意、重大な過失または法令違反
- ◇戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等
- ◇地震、噴火またはこれらによる津波
- ◇携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・変色、機能に支障をきたさない概観の損害
- ◇置き忘れまたは紛失
- ◇偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故
- ◇国等の公権力の行使 (※3) など

<航空機寄託手荷物遅延等費用、航空機遅延費用>

- ◇故意、重大な過失または法令違反
- ◇戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等
- ◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害

(※1) 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときは、【救援者費用部分】の保険金をお支払いします。

(※2) 次の損害に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。

- ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(宿泊施設のルームキー、客室外のセーフティボックスのキーを含みます。)
- ・居住施設内の部屋、部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。)
- ・賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品

(※3) 火災消防または避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。

このあらましは概要を説明したものです。

補償内容の詳細については、ご加入いただいた際にお渡しするポケットガイドをご覧ください。

加入されたプランにより補償される内容が異なります。

このあらましに記載された補償がすべて受けられるわけではありませんので、ご自身で加入されたプランに該当する補償の項目をご確認ください。

